

對新スル社を組織して選挙を敢行し高懸の権利を得て、然ては
附ハス大福出泉、中央委員等二十七日、中央委員會ニ列テ報告
シテ、てハノテマユ。

對新ハ歸同盟ノ主張轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
00 歸同盟ノ主張轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權

部ニ寄寄轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權

とスルハ最早計シムニ宜キ事、其ニ對テハ、再ニ併合ノ内
閣迄進轉指テ寄寄轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
部ニ寄寄轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權

對新ハ歸同盟ノ主張轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
ニ日本ノ異邦ニ列テ寄寄轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
轉ニ立轉シテ寄寄轉轉ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
面ノ眼々自出ノ利益ヲ官知計ニ加増スルヲ認知シ其組織スル全權
ニイヒテ認知シ其組織スル全權

財團法人協調會大阪支所

除名者中二名迄モ大阪聯合會所屬組合員デアルニ拘ラズ此ノ問題
ニ對スル聯合會委員ノ意志ヲ問フトセズ自己ノ屬スル機械勞働組
合ニ於テノミ再三委員會ヲ召集シ除名ニ贊成セシメルガ爲メニ姑
息ナ手段ヲ講ジタルガ如キハ中央委員ノ選挙區ヲ無視シ、アタカ
モ中央委員ガ一組合ノ代表者タルガ如キ振舞ヒデアツテ之ハ總同
盟ノ組織民主的中央集權ノ組織ヲ蹂躪シタモノデアル、或ハ又昨
年關東同盟内ニ起ツタ除名問題ニ對シテハ之ヲ關西同盟會理事會
デ問題ニシテヲキナガラ理事會ガ該事件ニ對シテ彼等ニ有利ナ決
定ヲナサナカツタノヲ見テ今回ノ除名問題ハ被除名者ノ三名迄モ
ガ關西同盟所屬組合員デアルニ拘ラズ、理事ハサテオキ同盟會長
ニ對シテスラ一度モ相談セナカツタ事等ハ如何ニ彼等ガ專制獨裁
化シツ、アルカヲ證明シテ居ル。

(十) 刷新運動ノ目的

我等ト彼等ノ根本的差異、彼等ガ我等ニ除名ヲ以テ或ハ評議會解